

議 事 日 程

第 7 回定例会
R 6. 7. 18 午後 3 時
狛江市役所 4 階特別会議室

1 審議事項

- (1) 議案第 39 号
狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第 40 号
狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱
- (3) 議案第 41 号
狛江市社会教育関係委員の任命について

2 報告事項

－議会報告－

令和 6 年狛江市議会第 2 回定例会の結果について

－行政報告－

な し

－事務報告－

- (1) 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について
- (2) 狛江市立公民館の活動の記録（令和 5 年度）について
- (3) 公民館居場所事業「夏休み子ども・中高生スペース」の事業概要について
- (4) 令和 5 年度図書館・図書室事業報告書について

議案第 39 号

狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 7 月 18 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市長が所管する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則（平成 16 年規則第 46 号）の改正に伴い、指定管理者の事業報告書の提出について、所要の改正を行う。

狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則の一部を改正する規則（案）

令和6年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則（平成17年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事業報告書) 第6条 指定管理者は、条例第10条の規定に基づく事業報告書を毎年度終了後 <u>2箇月</u> 以内に、委員会に提出しなければならない。事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)～(5) (略)	(事業報告書) 第6条 指定管理者は、条例第10条の規定に基づく事業報告書を毎年度終了後 <u>30日</u> 以内に、委員会に提出しなければならない。事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)～(5) (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年7月18日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立小中学校の学校給食費無償化に伴う公平性の確保を目的として、食物アレルギー等を理由に学校給食の代替として弁当対応を行っている児童・生徒の保護者に対する負担軽減を実施するため、必要な事項を定める。

狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱（案）

令和6年 月 日
教育委員会要綱第 号

（目的）

第1条 この要綱は、狛江市立小中学校（以下「市立学校」という。）に在籍している児童生徒の保護者に対し、学校給食費無償化との公平性を確保するため、学校給食の代替として保護者が弁当対応をする経費を補助するに当たり、狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 児童生徒 市立学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- （2） 保護者 児童生徒を監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。
- （3） 弁当対応 食物アレルギー等のため、学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食の一日における全ての飲食物に代わり、飲食するための弁当を持参させることをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市立学校に在籍し、弁当対応をする児童生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、学校給食費を滞納している場合は対象外とする。

（補助対象期間）

第4条 補助対象期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、狛江市立小中学校給食代替者補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、狛江市立小中学校給食代替者補助金（交付・不交付）決定通知書（第2号様式）を申請者に通知するものとする。

（交付額確定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた保護者（以下「交付決定者」という。）に対し、弁当対応日数に別表に定める1日当たりの補助単価を乗じた額を交付額として確定し、狛江市立小中学校給食代替者補助金交付額確定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助金交付額の確定に当たり、当該年度の末日後、在籍学校又は中学校給食センターに対し、狛江市立小中学校給食代替者補助金実績報告書（第

4号様式)の提出を求め、交付決定者が学校給食の提供を一切受けずに弁当対応を行っていることを確認しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助を受けたと認めるときは、当該補助に係る決定の全部又は一部を取り消し、補助金を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の取消しを決定したときは、狛江市立小中学校給食代替者補助金交付取消通知書(第5号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表(第7条関係)

区分	1日当たりの補助単価
小学校1年生及び2年生	268円
小学校3年生及び4年生	281円
小学校5年生及び6年生	294円
中学生	322円

議案第 41 号

狛江市社会教育関係委員の任命について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 7 月 18 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市スポーツ推進審議会条例（平成 13 年条例第 7 号）第 3 条に基づき、
学校教育関係者を狛江市スポーツ推進審議会委員に任命する。

狛江市社会教育関係委員名簿

狛江市スポーツ推進審議会委員

任期:任命日～令和7年(2025年)3月31日

	氏名	再・新	就任期数	選出区分	備考
1	<small>コマツ</small> 小松 <small>カオリ</small> 香織	新	1期	学校教育関係者	

■令和6年狛江市議会第2回定例会の結果について

(会期：令和6年5月29日～6月21日)

○議案（教育委員会関連）

議案	結果
議案第 30 号 令和6年度狛江市一般会計補正予算（第1号）	可決

○一般質問の質疑・答弁の概要（教育委員会関連）

質問者	質問	答弁（答弁者）
学校教育課		
しの 議員	○第3期狛江市教育振興基本計画の実績・成果・課題はどのように活かされるのか。	毎年度実施している自己点検及び評価を基に庁内ワーキンググループで整理した上で、検討委員会へ提出し、様々な角度から議論いただき、新たな計画を策定。 (教育部長)
	○児童・生徒の減少に伴い学校の統廃合は考えられているのか。	小・中学校の適正規模等に鑑み、統廃合も視野に入れて議論を深めておくことが必要。 (教育部長)
ひらい 議員	○内閣府が示す食品や水から摂取するPFASの許容摂取量を教育委員会はどう受け止め対応していくのか。	引き続き、安心・安全な給食を提供できるよう、国や東京都による動向を注視し、情報を収集。 (教育部長)

教育支援課		
荒木 議員	○難聴通級指導学級の開設について困難な点は何か。	難聴通級指導学級の開設にあたっては、現在通級を利用している児童の将来的な指導の必要性や、今後の難聴児童・生徒数の見直し等を注視しつつ、合理的配慮のもと慎重に検討していくことが必要。 (教育部長)
	○市内で中学校における難聴通級指導学級の設置を前向きに検討して欲しい。	(答弁なし)

指導室		
しの 議員	○狛江市として不登校支援は、目指していることを含めて、どのように考えているか。	当該児童・生徒一人ひとりに対応した将来のキャリア形成に向けて、多様な教育機会の提供や支援策の構築が必要であり、学校における未然防止はもちろん、社会的自立に向けて丁寧に対応。 (教育部長)
	○タブレット端末の今後の展開について伺う。	中学校の Windows タブレットを、今年度から3か年かけて iPad に入れ替える予定。 (教育部長)
	○SNS 等のネット上のいじめなど、見えづらい事案が増加しているが、狛江市ではいかがか。	令和4年度は、中学校で2件。情報モラルに関する教育を学校だけでなく家庭でも行っていくことや信頼できる大人に SOS を発信できるよう、身近な大人との信頼関係を構築することが必要。 (教育部長)
荒木 議員	○衛生委員会を設置しておらず、産業医も配置していない学校については、今年度、どのように取り組んでいるのか。	衛生委員会と同様の取組を行う体制を構築している。また、チェックシートによる自己診断を実施し、希望する教員には教育委員会に配置している産業医と面談。 (教育部長)
	○教職員が50人以上の学校には、法令順守ということで衛生委員会を設置する必要があると思うが、いかがか。	衛生委員会設置の必要性を認識。教育委員会配置の産業医と協働して面談の機会を設定するなど、健康障害防止に関して指導・助言。 (教育部長)
	○教職員の労働安全衛生体制と教職員の増員について伺う。	教職員が教育活動に専念できる労働安全衛生体制を整えることは重要であると認識。教職員の定数は学級編制基準の改善や教科担任制の拡充等の過程にあり、チーム学校の考え方のもと、教育委員会が学校に伴走しつつ多様な専門性を有する教職員集団の形成が必要。 (教育長)

社会教育課		
辻村 議員	○狛江市に引っ越されてきたコカ・コーラボトラーズ社所属デフ走り幅跳び競技にて2025東京デフリンピック出場を目指す高居千紘さんの講演会を狛江市で開催することを検討いただけないか。	10月14日(祝)に市民スポーツデーとして、市民の皆様に体力測定の実施機会を提供及び、高居千紘さんの講演会等の開催を調整。 (教育部長)
西村 議員	○旧四小の校舎内には文化財が保管されている。土地利用方針では、先行して市内の他の場所に保管施設を設置すると書かれているが、今後のスケジュールと内容について伺う。	旧狛江第七小学校跡地にある自転車返還場所の一部に、文化財及び歴史資料等の保管場所を整備することとし、令和6年度から7年度にかけて設計等を進め、令和8年度末までに保管施設を整備し、旧狛江第四小学校の校舎が解体される前に、校舎内に保管している文化財を移動する予定。 (教育部長)
	○土地利用方針では、文化財や歴史資料等の保管・活用のための施設については、別途検討しているところと書かれているが検討状況(内容の詳細)について伺う。	保管のための施設については、旧狛江第七小学校跡地にある自転車返還場所の一部に整備することとし、活用のための施設については、引き続き庁内検討委員会において検討を進めていく予定。 (教育部長)

公民館		
荒木 議員	○文化的価値の高い備品の廃棄を検討する場合は、検討段階で、是非とも使用実績の団体の方に意見を求めて欲しい。	利用団体への影響が大きいと思われる備品の処分等を検討する際には、使用実績のある団体等への個別説明に加えて、公民館だよりや利用者懇談会等、より広く周知し、今まで以上丁寧に対応。 (教育部長)
岡村 議員	○若者と一緒に公民館の事業をつくっていくような考えはないか。	昨年度は、大学生の企画による映画会を実施。若い方の意見を公民館の事業に活かすためにはどのような形が取れるのか、引き続き検討。 (教育部長)

図書館		
岡村 議員	○新設図書館へ子どもを連れて行きやすくするための工夫を。	新設図書館にも授乳室を設置。1Fには多目的に利用できるラウンジを備え、YAコーナーとしてティーンズ向けの本を配架。多世代が交流できるスペースとする予定。 (教育部長)
きたみ 議員	○セルフ貸出導入時、セルフ貸出が利用されるようインセンティブをつけることは可能か。	運営規則及び公平性の観点からインセンティブをつけることは困難。自動貸出機の利便性についてPR。 (教育部長)
	○新図書館において、Wi-Fi・電源を設置して欲しい。	Wi-Fiは新図書館に整備予定。電源については、市民センター図書コーナーにはスタディールームに、新設図書館については1Fラウンジに設置することを検討。 (教育部長)
	○新図書館にも自習できるスペースを設けて欲しい。	日本図書館協会のガイドラインでは、自習は図書館の本質的機能ではないと規定。市民センターではスタディコーナーを、新設図書館では1Fラウンジを活用するなど検討。 (教育部長)
	○特色のある図書館づくりとして、古墳に関する書籍を収集して欲しい。	狛江市は古墳が多く点在することから、古墳にまつわる関連書籍について重点的に収集。 (教育部長)
	○図書館のDX化として、AIコンシェルジュは導入可能か。	他市の事例を参考にしながら調査・研究。 (教育部長)
三宅 議員	○新設図書館と市民センター図書コーナー間の店舗等に市民参加等で本棚を出してもらい、狛江のブックストリートとするのはどうか。	図書館をつなぐ道路自体をも図書館にするというコンセプトは大変興味深い。熱意ある市民の方々に期待。 (市長)

※ 詳細については、後日発行される議会報や議会ホームページ掲載の議事録を御確認ください。

狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について

令和6年7月1日付発令

新	氏名	旧	備考
教育部図書館図書サービス係主査	掛川 智史	企画財政部秘書広報室広報広聴担当主査	